

米子市成年後見制度利用支援計画

(意思決定支援の普及を目指して)

(案)

令和 年 月

米子市

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 国の動向	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画期間	4
5 計画策定の体制	4
第2章 米子市の現状と課題	5
1 各種統計データから見た米子市の現状	5
2 各種調査結果	6
3 米子市の課題（まとめ）	7
第3章 計画の考え方	9
1 基本理念	9
2 基本施策	9
第4章 施策内容	10
基本施策1 利用者がメリットを実感できる制度の運用	10
1 意思決定支援の在り方	10
2 後見人の選任における配慮	10
3 利用開始後における柔軟な対応	10
4 制度の利用に係る費用等の助成	11
基本施策2 権利擁護支援の仕組みの構築	12
1 地域連携ネットワークの構築	12
2 地域連携ネットワークの基本的仕組み	12
3 中核機関の設置	14
4 地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能	14
5 移行型任意後見契約における不正防止	17
6 任意後見等の利用促進	17
第5章 計画の推進に向けて	18
1 計画の推進体制	18
2 PDCAサイクルによる進行管理	18

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

成年後見制度が創設されてから20年が経過しました。成年後見制度は、介護保険制度の導入により福祉サービスの利用が契約に移行する中で、意思決定が困難な人でも適切に契約が締結できるようにすることを直接の動機としつつも、意思決定に困難がある人が地域生活を続けていくことができるようにすることを理念として掲げていました。

しかしながら、この理念は実現されているとは言い難い状況にあるようです。例えば、後見事務の大半が財産管理に偏っており本人の意思の尊重と身上配慮の観点が軽視されていること、後見類型が著しく多いこと、推定利用者に比べて実際の制度利用者が少ないことなどです。

こうしたことから、何らかの理由で、成年後見制度の利用が市民社会から忌避されているのではないかと疑いがあり、それは、利用者側の問題ではなく、制度や制度運用の問題ではないかと考えられています。

成年後見制度利用において圧倒的多数を占める後見類型は、本人の法律行為に関する能力を長期にわたり制限することになり、後見人の持つ包括的代理権による意思決定代行は、本人の基本的自由に対する制限になりえます。このことや、禁治産制度から成年後見制度に移行した時の理念の変革を踏まえると、現代日本では、成年後見制度の安易な利用に慎重であるべきことは明らかです。

成年後見制度の利用上の諸問題が安易な成年後見制度の利用から引き起こされていることを考えると、成年後見制度の利用だけにフォーカスせず、対象者の全生活、将来と現下の問題を総合的に検討して、様々に意思決定支援を行う方策を講じることがより重要に見えます。

本市では、これらを踏まえて、意思決定に困難がある人のための支援を基本において成年後見制度の創設理念が社会に定着していくことを目的とする行動指針を明らかにするため米子市成年後見制度利用支援計画を策定しました。

※成年後見制度（民法）

成年後見制度は、判断能力が不十分、著しく不十分、欠く常況にある成人の法律行為を援助するための制度であり、後見人等の本人の法律行為を補佐する者に対して同意権や取消権あるいは代理権を付与するなどの方法で、本人の法律行為を援助します。法定後見制度では、「後見」、「保佐」、「補助」の三つの類型があり、家庭裁判所への手続により、本人の判断能力の程度に応じて、類型が選ばれ、後見人等が選任されます。

後見人の任務は財産管理が中心になりますが、身上配慮義務を負っており、任務の遂行にあたっては本人の生活全般へのまなざしが要求され、また、本人意思の尊重も求められています。

その一方、後見人の任務は法律行為に関する援助であるため、介護や日常的家事の支援などはその任務ではないとされています。それらは、介護サービス等によって提供されるのです。

成年後見制度の利用の可否は、家庭裁判所が本人、親族、検察官等の申立によって決めます。また、特に本人の福祉を図る必要がある場合は、老人福祉法等により、市町村長にも申立権が付与されています。

後見人に対しては、報酬を付与することを家庭裁判所が認める場合があります。これは、本人財産から賄われるのが原則ですが、市町村が補助制度を設ける場合もあります。

任意後見制度では、本人が十分な判断能力があるうちに、あらかじめ自ら選んだ任意後見人と任意後見契約を締結しておき、本人の判断能力が低下した後に、任意後見人が任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する任意後見監督人の監督の下本人を代理して契約等を行います。

2 国の動向

(1) 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年 5 月施行）

本法律では、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、また、基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定されました。

【基本理念】

○成年後見制度の理念の尊重

①ノーマライゼーション、②自己決定権の尊重、③身上の保護の重視

○地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進

○成年後見制度の利用に関する体制の整備

(2) 成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月閣議決定）

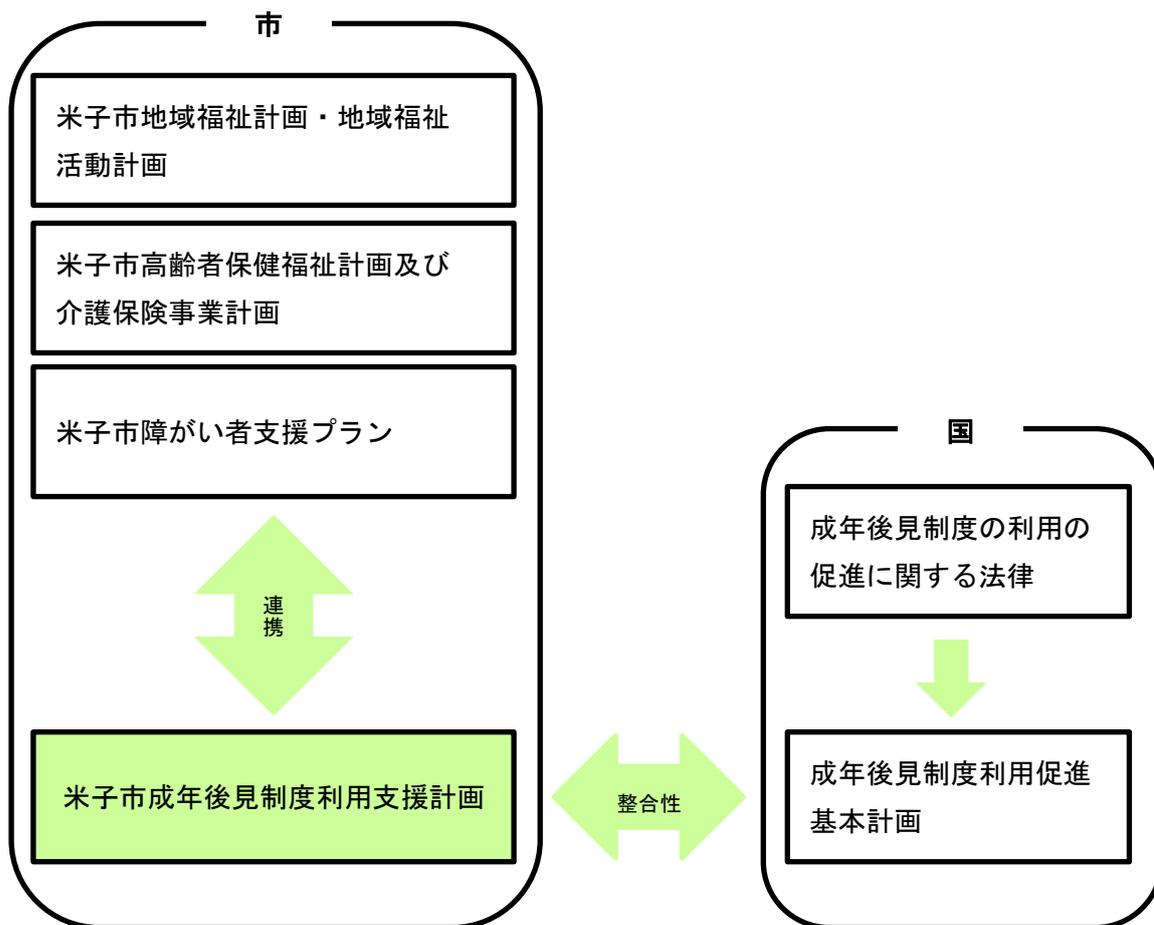
成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、「成年後見制度利用促進法」という。）第 12 条第 1 項の規定に基づき、成年後見制度の利用を促進する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されました。

【計画のポイント】

- 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
- 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
- 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

3 計画の位置づけ

本計画は、成年後見制度利用促進法第 14 条に基づき、同法第 5 条に規定する地方公共団体の責務を具体化するものであり、国の成年後見制度利用促進基本計画との整合性を図るとともに、本市における各分野の計画との連携を図ります。



4 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

今後も、本計画の計画期間中に、関連法の改正や社会情勢の変化等が生じたときは、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

5 計画策定の体制

(1) 米子市社会福祉審議会での審議

成年後見制度利用促進法第14条第2項の規定に基づき、米子市社会福祉審議会条例に定める米子市社会福祉審議会において審議を行いました。本審議会は、貧困、保健・医療、障がい福祉、児童福祉、高齢者福祉、経済関係、法律関係をそれぞれ専門とする委員で構成しており、幅広い意見をもとに計画策定を行いました。

○開催日

令和元年11月26日

(2) パブリックコメントの実施

第2章 米子市の現状と課題

1 各種統計データから見た米子市の現状

① 申立件数

	H27	H28	H29	H30
成年後見	34	42	43	45
保佐	5	4	3	3
補助	0	1	0	1
合計	39	47	46	49

② 市長申立件数

	H27	H28	H29	H30
成年後見	5	7	10	14
補佐	0	0	2	0
補助	0	0	0	0
合計	5	7	12	14

③ 利用者数

	H27	H28	H29	H30	R1
成年後見				241	243
保佐				41	42
補助				12	13
任意後見				7	5
合計	0	0	0	301	303

④ 成年後見制度利用支援事業の利用件数

申立経費助成

	H27	H28	H29	H30	R1
助成件数					
助成金額					

後見人等報酬助成

	H27	H28	H29	H30	R1
助成件数					
新規助成件数					
助成金額					

2 各種調査結果

国の成年後見制度利用促進基本計画（以下、「国の計画」という。）を基に本計画を策定することから、国の認識している課題が、本市においても該当するのか確認するため、次のとおり各種調査を行いました。

(1) アンケート調査

① 後見事務に関わる団体に対するアンケート調査

後見人等の担い手の上位を占める弁護士、司法書士、社会福祉士の専門職団体に対し、次のとおりアンケート調査を実施しました。

対象者	鳥取県弁護士会 鳥取県司法書士会（成年後見センターリーガルサポート鳥取支部） 鳥取県社会福祉士会（ばあとなあ鳥取）
実施期間	令和2年2月～3月
質問内容	資料1-1のとおり
回答結果	資料1-2のとおり
結果のまとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体ごとの所属人数に占める後見人候補者名簿の登録者数の割合は、弁護士会48%、司法書士会48%、社会福祉士会31%であった。 → 後見人等の担い手の上位を占める専門職であっても、後見人等へ積極的に関与している人は多いとは言えない。 ・ 司法書士会及び社会福祉士会は、成年後見制度に特化した組織を設置しており、弁護士会には特はない。 ・ 成年後見制度の普及に係る広報活動の実施状況は団体によって異なる。 → 成年後見制度への取組は団体によって様々である。 ・ どの団体においても成年後見人等は後見業務に関する悩みを抱えており、特に財産管理、被後見人等の親族関係、医療機関との関係及び本人の意思決定支援の悩みが多い。 ・ どの団体においても意思決定支援に関する研修等を実施しているが、本人の意思決定支援が実現されているかわからないと回答した団体が多かった。 → 意思決定支援は実現されていない可能性あり。

② 診断書作成等に関わる団体に対するアンケート調査

診断書等の作成者及び本人の身近な支援者である医師に対し、次のとおりアンケート調査を実施しました。

対象者	鳥取県医師会
実施期間	令和2年2月～3月
質問内容	資料2-1のとおり
回答結果	資料2-2のとおり
結果のまとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・本人情報シートを活用し本人の家庭的、社会的状況等を考慮した診断書の作成が行われている。 ・団体内で成年後見制度の研修の実施あり。 →成年後見制度について理解が進んでいる。

(2) インタビュー調査

本市において法人後見を行っている2団体から、後見活動の状況や課題等について対面での聞き取りを行いました。

対象者	一般社団法人権利擁護センターネットワークほうき ¹ 一般社団法人あんしん後見せいぶ ²
実施期間	令和2年1月～2月
調査結果	<ul style="list-style-type: none"> ・後見業務において、本人に面会せず、財産管理のみ行うケースあり。 ・成年後見制度関係の相談において窓口をたらい回しにされるケースあり。 ・福祉サービス関係者が成年後見制度を正しく理解せず成年後見制度を勧めるケースあり。 ・障がい者の家族から見ると、成年後見制度のイメージが良くないこと、また、親族等がいる場合、成年後見制度の必要性を感じていないことから、障がい者の成年後見制度の利用が少ない。 ・低所得者の場合、成年後見人等の受け手が少ない。 ・障がい者の場合、親が親族後見人になっても長く続けられない。 ・任意後見契約等により親族後見人が財産を搾取するケースあり。 ・本市において、本人の親族関係が広範囲に広がっているため、市外の親族からの相談も多く、成年後見制度の事務手続きに時間がかかる。

¹ 一般社団法人権利擁護ネットワークほうき
 弁護士、行政書士、社会福祉士等の専門職の方や、市民後見人が所属し、法人後見を行っている。
 西部後見サポートセンターうえるかむ（高齢者、障がい者の権利擁護に関する総合相談窓口）を鳥取県西部地域の9市町村が委託している。また、市民後見人養成講座についても本市が委託している。

² 一般社団法人あんしん後見せいぶ
 障がい者の親の会から作られている法人後見を行う団体である。

3 米子市の課題（まとめ）

各種調査結果から、次のとおり国の認識と同様の課題が本市においてもあることがわかりました。

(1) 意思決定支援の実現に向けた運用

各種調査結果から、成年後見人等が意思決定支援に関する悩みを抱えていることや、意思決定支援が実現されているかわからないという回答が多かったことから、意思決定支援が適切に行われていない可能性があるとわかりました。

利用者がメリットを実感できるよう制度運用するには、意思決定支援の実現が必要です。そして、意思決定支援が実現されるためには、まず意思決定支援の普及が重要と考えます。

(2) 成年後見制度を適切に運用するための体制整備

各種調査結果から、成年後見制度の相談者がたらい回しされるケースがあることや、成年後見人等が後見業務に悩みを抱えていることがわかりました。

成年後見制度を適切に運用するには、市民及び成年後見人等が気軽に相談でき、相談内容を受け止め、必要な支援につなぐ体制整備が必要です。また、(1)の意思決定支援が実現されるためにも、関係団体の連携した体制整備が必要です。このような体制整備は、成年後見人等の不正の防止にもつながります。

(3) 成年後見制度の広報啓発活動の推進

各種調査において、利用者に成年後見制度の正しい情報が周知されていない、成年後見制度のイメージがよくないとの意見がありました。また、福祉サービス関係者において成年後見制度を正しく理解していないにもかかわらず、利用者に成年後見制度を勧めるケースもあるようです。

市民及び福祉サービス関係者の両方に成年後見制度に対する正しい理解を促進していく必要があります。

第3章 計画の考え方

1 基本理念

本計画は、意思決定に困難がある人が、できる限り自分自身で意思決定を行うことができるような市民社会の確立を目指すものです。そのためには、意思決定が困難な人に対して周りの人が十分な援助を行うことが重要ですし、また、外形・言動から簡単に意思能力がないと決めつけてきた「意思不存在推定」の慣習をやめて「意思存在推定」を前提とする社会であることも重要です。

こうした社会は、現在の法制度の下でも、その運用の改善により実現できるものであり、それは、家庭裁判所、行政、医療・福祉関係者の専門職だけではなく、およそ市民社会全体の理解と協力、そして連帯によってのみ成し遂げられるのです。

2 基本施策

(1) 利用者がメリットを実感できる制度の運用

後見業務において財産管理しか行わない、後見人との関係性がよくないなど制度利用にメリットを感じられないとの声があります。基本的に成年後見制度の利用を途中でやめることが難しいことも踏まえると、運用の改善は非常に重要です。

そこで、まず意思決定支援や身上配慮を重視した後見活動が必要であるため、意思決定支援の普及を促進します。

また、利用者や制度利用を考えている人等への広報及び相談の充実を図ります。

(2) 権利擁護支援の仕組みの構築

誰でも必要な人が権利擁護支援※を受けられる体制整備が必要です。そのためには、関係団体が繋がり、権利擁護に関する共通認識を持つことが有用であるため、地域連携ネットワークを構築します。

また、地域連携ネットワークを構築するため、中核機関を設置します。中核機関が地域連携ネットワークのリーダーとなり、後見人や関係団体等のスムーズな連携を図ります。

※権利擁護支援

権利擁護と聞くと、守る・保護するようなイメージが強いですが、権利擁護＝advocacy、この「advocacy」とは、代弁という意味があります。ここで使っている「権利擁護」の意味も「代弁」として捉え、「権利擁護支援」とは代弁することや意思決定支援を意味すると考えています。

第4章 施策内容

基本施策1 利用者がメリットを実感できる制度の運用

1 意思決定支援の在り方

意思決定支援の具体的実践に資するため、国が作成するガイドラインの内容的豊富化を図るとともに、後見人はもとより市民社会に定着するよう努めます。

人々の行動指針としてのガイドラインは有益です。

また、実践の蓄積により、ガイドラインは明示的なものになり、よりよい支援方法が発見できる可能性があります。このため、本市では、ガイドラインの内容の豊富化に努めます。

国のガイドライン

- 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン
- 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン

2 後見人の選任における配慮

家庭裁判所が適切な後見人を選任できるよう、中核機関が、本人を取り巻く状況について、家庭裁判所に的確に情報提供できる仕組みを構築します。

家庭裁判所の後見人選任にあたり、多くの情報が吟味されることによって適切な後見人の選任に繋がると考えられます。地域連携ネットワークに関わる中核機関は対象者や関係者の情報を取得することが可能であるため、家庭裁判所への情報提供をシステム化することにより、より適切な後見人選任が可能になります。

3 利用開始後における柔軟な対応

中核機関は、後見人と本人及び関係者とが信頼関係を構築できるように支援します。また、中核機関は、後見人の交代が社会慣習となるよう啓発広報を実施するとともに、個別のケースにおいて、後任の候補者の推薦等を行います。

後見人と本人、親族等との関係がよくない場合、意思決定支援としての後見業務は成立が難しいと考えられます。一方、後見人の解任は法制度上ハードルが高く、法制度の変更は予定されていないと思われるため、後見人の「辞任」が可能な方法となりますが、

辞任は自発的であることから、そのような社会観念、慣習が必要であると考えられ、そのためには、辞任実例が蓄積され、関係者、市民社会に認知されることが必要であります。

一方、後見人の交代が速やかに行われるためには、後継後見人が確保されていることも必要ですが、現在でも、後見人候補者の調達には困難があることから、市民社会全体で後見人候補者を確保しておく必要があります、これは成年後見制度利用促進法上の行政の任務と考えます。

4 制度の利用に係る費用等の助成

成年後見制度利用支援事業の活用を促進します。

必要な人が成年後見制度を利用できるよう成年後見制度利用支援事業³の活用を促進していく必要があります。しかし、市の財政負担も考えると、助成対象者の範囲は十分に検討しなければなりません。

また、制度理念である本人意思の尊重や身上配慮義務が尽くされているかなど、助成金が本人の生活の質（QOL）の向上に役立つような使われ方を監査することも検討されなくてはなりません。

※意思決定支援

意思決定の困難な人ができる限り自分自身で意思決定を行うことができるよう、あらゆる方法で関係者が支援を行うこと。

³ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用に係る経費（成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬）を負担することが困難な人を対象に助成する。

基本施策 2 権利擁護支援の仕組みの構築

1 地域連携ネットワークの構築

必要な人が成年後見制度を利用できるよう、保健・医療・福祉・司法の連携の仕組み（地域連携ネットワーク）の構築を目指します。

生き辛さを抱える人が早くから適切な援助を受けることは、社会福祉の予防的機能の発現です。本人や家族をはじめ専門職や地域の人の気づきを集めて、対象者への権利擁護支援を適切なタイミングで適切な方法で行うためには、関係者の連携が必要です。

既存のネットワークを上手に活用しながら、地域連携ネットワークの構築を図ります。

【地域連携ネットワークの3つの役割】

(ア) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

(イ) 早期の段階からの相談・対応体制の整備

(ウ) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

2 地域連携ネットワークの基本的仕組み

地域連携ネットワークの仕組みとして、後見人、身近な親族、福祉、医療、地域の関係者がチームになって本人を支援していく体制と、協議会による関係者間の連携体制の構築を目指します。

本人の自己決定権を尊重し、安易な意思決定代行を避けるためには、「三人寄れば文殊の知恵」に従うことが善かろうと考えられるところから、「チームによる支援」を広める必要があります。また、「チームが悩んだ時のバックアップ」があることで、チームの機能も活性化します。そこで、関係団体等意思決定支援に見識のある人が集まる「協議会」の設置が求められています。

現代の福祉サービスの提供においては、チーム支援は既に実践されていることであるので、既存のチームの活用が有益です。

なお、本人の自己決定権の尊重が社会福祉の提供における現代的原理であることに想起し、成年被後見人との関わりのみならず、意思決定に困難を持つ人すべてとの関係にチーム支援又はその思想が適用されるべきです。

【チームについて】

チームのメンバーが本人の情報を持ち寄り、チームで情報を集約することで、本人の

意思や状況の把握に繋がり、適切な意思決定支援を行うことが可能となると考えます。

後見人がある場合は、後見人が必要と判断したときにチームを招集、後見人がいない場合は、中核機関が関係者から相談を受け、必要と判断したときチームを招集することを想定しています。

【協議会について】

協議会の任務として、次の2つが考えられます。

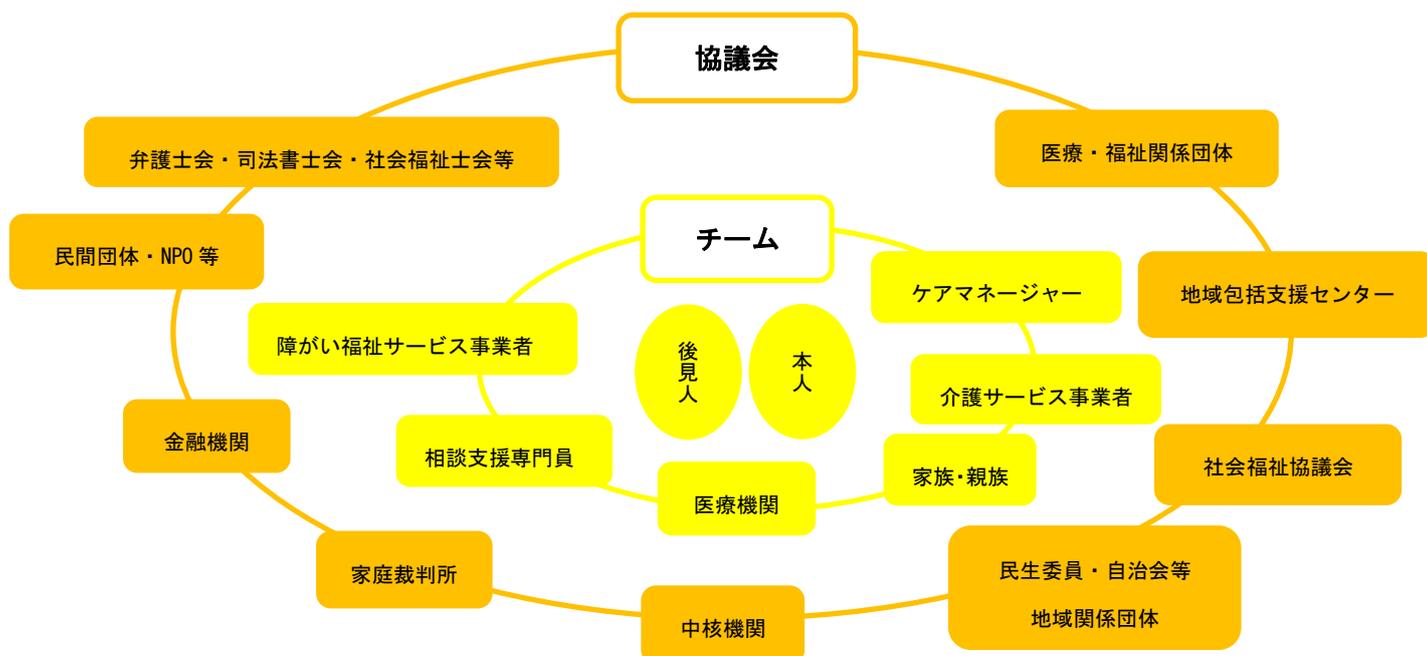
①個別ケースの検討（ケース会議）

チームで対応できないケースについて、地域連携ネットワークに所属する団体の専門的知見を必要とする場合に開催します。ケース会議における成年後見人とケアマネージャー、ケアワーカー等との意見交換、討議を通じて、本人の QOL 向上のための関係者の共感の形成が期待されます。

②施策の検討（地域連携ネットワーク会議）

地域連携ネットワークに属する団体が全員出席し、本市における意思決定支援システムの課題やあり方を検討するとともに、関係団体の連携を強化するものです。

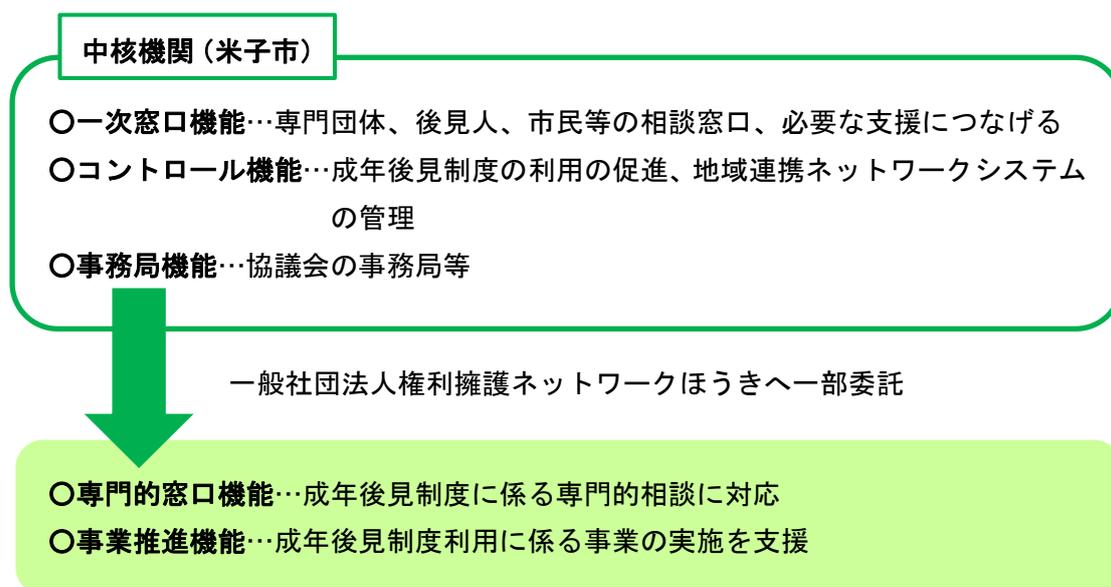
【地域連携ネットワークのイメージ図】



3 中核機関の設置

地域連携ネットワークを構築及び運営していくために中核機関を設置します。

社会福祉の公的責任を果たすため、中核機関を本市に置き、相談窓口、地域連携ネットワークのリーダー的機能を担います。専門的な相談、事業運営については、一般社団法人権利擁護ネットワークほうきが今までどおり現場の専門的支援を担い、協力しながら権利擁護支援を構築していきます。



4 地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能

(1) 広報機能 **重点施策**

中核機関は成年後見制度について周知啓発を行います。

成年後見制度の利用、意思決定支援について、十分に理解されていない状況であることから、広報を積極的に行う必要があります。

特に意思決定支援は法的義務ではないため、意思決定支援の価値を理解してもらうことが重要であると考えます。各団体においても OJT⁴等により意思決定支援の重要性を広めるよう努めます。

⁴ OJT

「On-The-Job Training」の略称で、現場で業務を通して行う教育訓練のことである。通常の業務の中で、上司や先輩等が教える側となり、部下や新入社員に実践的に知識やノウハウを伝える。

(2) 相談機能 **重点施策**

中核機関が成年後見制度の利用に関する相談窓口となり、中核機関を通して、必要な支援に繋がる体制の構築を目指します。

相談窓口をたらい回しされ、成年後見制度の適切な活用に繋がっていない現状があるため、相談窓口で適切に対応することが必要です。

また、勧められるまま後見制度を利用したため臍を噛むようなことがある中で、また、成年後見制度の利用以外の意思決定支援が今後の主流と目される中で、成年後見制度の利用前の相談援助は、極めて重要です。

中核機関は、成年後見制度の利用を検討している人や、後見人、後見等ニーズを発見した人等の全ての相談を受け、必要な支援を検討し、相談者を勇気づけ、かれらが人生の困難に立ち向かうことに助力します。

(3) 成年後見制度利用促進機能

① 受任者調整（マッチング）等の支援

中核機関が後見人候補者を推薦する仕組みを構築します。

後見人の選任は家庭裁判所の専管事項ですが、家庭裁判所には後見人候補者に関する情報が少ないことから、地域に根差すネットワークを管理する中核機関が、家庭裁判所に情報提供することは、より適切な後見人を発見発掘できる良い方法です。

さらに進んで、家庭裁判所からの求めに応じて、適当な後見候補者を推薦することも考えられます。

② 担い手の育成・活動の促進

法人後見の活動を支援します。また、市民後見人の養成を充実します。

身上配慮を十分に可能にする後見人候補者として、法人後見人⁵は将来性があります。法人後見においては、後見実務者を本人の状況に合わせて複数配置することができま
すし、交代が必要になったときでも柔軟に対応することができるため、より本人のためになる運用ができると考えられます。

また、後見候補者の増加のための方策として有力視されている市民後見人⁶も法人の枠組みで活動することで、効果的・持続的な活動が期待されます。

そこで、法人後見人の数を増やすこと、また、市民後見人を養成することを中核機関

⁵ 法人後見人

社会福祉法人や医療法人、NPO法人等の法人が後見人になることが認められており、これらを法人後見人という。

⁶ 市民後見人

弁護士等の資格は持たないものの、一般市民で、市民養成講座等を受講し、成年後見制度に関する一般的な知識・姿勢を身に着け、後見事務を行う人のことをいう。

の任務とします。

③ 日常生活自立支援事業からのスムーズな移行

日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携強化に努めます。

日常生活自立支援事業⁷から成年後見制度へ移行する場合、スムーズに進められるべきであるため、日常生活自立支援事業を行っている米子市社会福祉協議会と中核機関の連携体制を構築します。

後見事務の大部分は家計管理的なものといえ、法律専門家や会計専門家が処理することは過大な投資に見えます。日常生活自立支援の事業は、契約による事務管理であるため「意思能力不存在者」が利用できないとされますが、「意思能力存在推定原則」を適用すればよく、結果として、安易な後見制度利用を避けることができます。

また、この事業は私的自治のカテゴリにあり、だれでも実践することができますので、意思決定に困難がある人を相手方としているのだという点には十分留意しつつも、拡大の可能性を見込めます。

これも、安易な後見制度利用を避けることができる方法です。

(4) 後見人支援機能

中核機関は、意思決定支援を重視した後見活動が円滑に行われるよう、後見人を支援します。

中核機関が、後見人の相談対応、チームの支援、また、本人と後見人の関係がよくない場合は後見人の交代等が柔軟に対応できるよう家庭裁判所と連絡調整を行います。

特に、意思決定支援についてはこれまで重視されていなかったため、市民社会に馴染みがなく、当面の間は、中核機関の支援が必要であると考えます。これにより、成年後見制度利用者がメリットを感じる運用に繋がると考えられます。

(5) 不正防止効果

中核機関は、不正防止のため、親族後見人等の孤立を防ぐ見守り体制の構築を目指します。

見守り体制とは、後見人の「助けて」の声に速やかに対応し、後見人の孤立を防ぐ体制と考えます。見守り体制を構築する上で、まず後見人と接触することが必要ですが、後見人の情報が中核機関にないため、後見人選任時に後見人と中核機関を繋ぐ体

⁷日常生活自立支援事業

判断能力が十分でない人が福祉サービスの利用手続や金銭管理において支援を受けるサービスであり、利用開始にあたり医学的判断が求められないこと、生活支援員等による見守り機能を生かし、本人に寄り添った支援が可能である。

制整備が必要です。

5 移行型任意後見契約⁸における不正防止

任意後見契約における不正防止のため、任意後見人と中核機関が繋がる体制を目指します。

任意後見契約について、中核機関では把握ができないため、まず、中核機関と任意後見人が繋がる体制が必要です。チーム支援や広報の充実により、中核機関と任意後見人が繋がり、相談や支援ができるようになれば、不正防止に繋がると考えます。

6 任意後見等の利用促進

任意後見契約の利用促進を図ります。

任意後見契約は、本人の意思能力があるうちに本人により後見人を選任することができるため、本人と後見人の関係性が良好で、後見業務がスムーズに行えると考えられます。

任意後見契約の利用者が少ないことから、利用促進をしていくためには、まず広報を充実させる必要があります。

⁸ 移行型任意後見契約

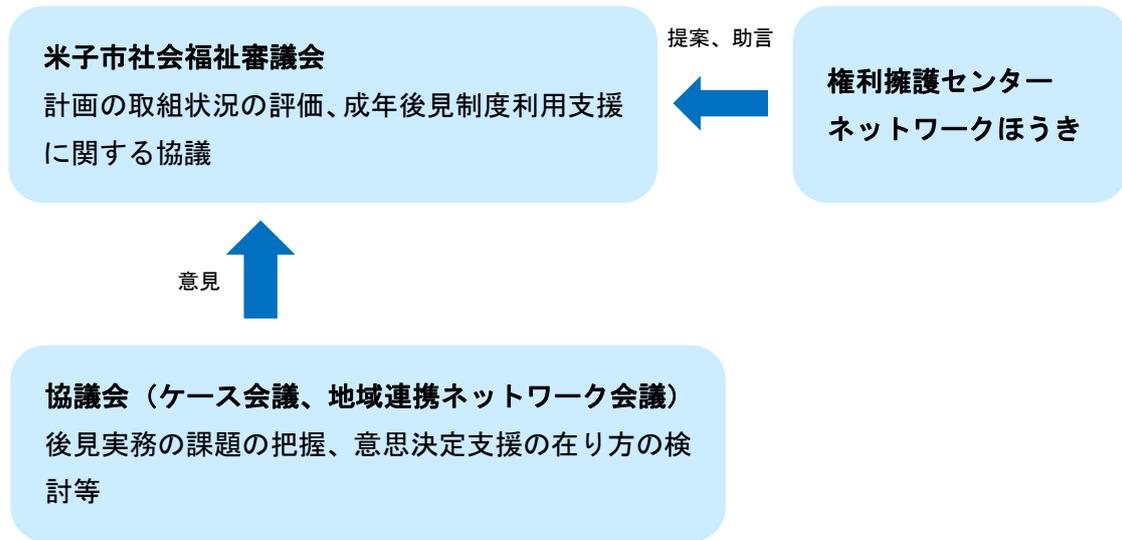
任意後見契約には次の3種類があり、そのうちの1つに移行型任意後見契約がある。

①移行型…通常の委任契約と任意後見契約と同時に締結し、当初は委任契約に基づく見守り事務、財産管理等を行い、本人の判断能力が低下後は任意後見に移行し、後見事務を行うという形態
②将来型…本人の判断能力が低下する前の生活支援、療養看護、財産管理事務を行うことを内容とする通常の委任契約を締結せず、判断能力低下後の任意後見契約のみの契約。
③即効型…任意後見契約締結後、直ちに家庭裁判所に任意後見監督人の選任を申し立て、任意後見を開始しようとする

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

米子市社会福祉審議会を開催し、計画の取組状況や成年後見制度利用支援に向けた方向性について評価・検討を行います。



2 PDCAサイクルによる進行管理

本計画の進行管理に当たっては、「PDCAサイクル」を取り入れ、計画の進捗状況の点検、施策の効果の検証を行うとともに、新たな課題を把握し、必要に応じて効果的に計画の見直しを図っていきます。

